

国立大学法人京都大学内部監査規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(監査の実施)</p> <p>第3条 監査は、<u>監査室</u>が実施する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(監査の区分)</p> <p>第5条 監査の区分は、定期監査及び臨時監査とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 臨時監査は、総長が命じる事項又は <u>監査室長</u> が必要と認める事項について、随時実施する。</p> <p>第2章 監査の計画</p> <p>(監査年次計画書)</p> <p>第6条 <u>監査室長</u> は、あらかじめ監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査年次計画書を作成し、総長の承認を得なければならない。ただし、臨時監査については、この限りではない。また、監査年次計画書に重大な変更を行う場合も同様とする。</p> <p>(監査実施計画書)</p> <p>第7条 <u>監査室長</u> は、定期監査を実施するときは、前条の監査年次計画書に基づき、あらかじめ監査実施計画書を作成しなければならない。</p> <p>2 <u>監査室長</u> は、臨時監査を実施するときは、あらかじめ監査実施計画書を作成し、総長の承認を得なければならない。ただし、緊急でそのいとまがない場合は口頭により承認を得ることができる。</p> <p>第3章 監査の実施体制等</p> <p>(監査の統括及び監査員)</p> <p>第8条 監査は、総長の命により、<u>監査室長</u> が統括し、<u>監査室員</u> 及び <u>監査室長</u> が委嘱する <u>監査室員</u> 以外の本学職員（以下「監査員」という。）が実施する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(他の監査機能との関係)</p> <p>第12条 <u>監査室</u> は、監事及び会計監査人と連携又は調整し、監査効率の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>(監査の通知)</p> <p>第13条 <u>監査室長</u> は、監査を実施するに当たり、あらかじめ監査の対象部局等の長（全学教員部にあっては、総長が指名する理事。以下同じ。）に文書により通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。</p> <p>(監査結果に基づく意見交換)</p> <p>第14条 <u>監査室長</u> 又は <u>室員</u> は、監査結果の説明及び問題点等の確認のため、監査の対象部局等との意見</p>	<p>(監査の実施)</p> <p>第3条 監査は、<u>公正調査監査室</u>が実施する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(監査の区分)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 臨時監査は、総長が命じる事項又は <u>公正調査監査担当の副学長</u>（以下「<u>担当副学長</u>」という。）が必要と認める事項について、随時実施する。</p> <p>第2章 監査の計画</p> <p>(監査年次計画書)</p> <p>第6条 <u>担当副学長</u> は、あらかじめ監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査年次計画書を作成し、総長の承認を得なければならない。ただし、臨時監査については、この限りではない。また、監査年次計画書に重大な変更を行う場合も同様とする。</p> <p>(監査実施計画書)</p> <p>第7条 <u>担当副学長</u> は、定期監査を実施するときは、前条の監査年次計画書に基づき、あらかじめ監査実施計画書を作成しなければならない。</p> <p>2 <u>担当副学長</u> は、臨時監査を実施するときは、あらかじめ監査実施計画書を作成し、総長の承認を得なければならない。ただし、緊急でそのいとまがない場合は口頭により承認を得ることができる。</p> <p>第3章 監査の実施体制等</p> <p>(監査の統括及び監査員)</p> <p>第8条 監査は、総長の命により、<u>担当副学長</u> が統括し、<u>公正調査監査室の職員</u> 及び <u>担当副学長</u> が委嘱する <u>公正調査監査室の職員</u> 以外の本学職員（以下「監査員」という。）が実施する。</p> <p>(他の監査機能との関係)</p> <p>第12条 <u>公正調査監査室</u> は、監事及び会計監査人と連携又は調整し、監査効率の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>(監査の通知)</p> <p>第13条 <u>担当副学長</u> は、監査を実施するに当たり、あらかじめ監査の対象部局等の長（全学教員部にあっては、総長が指名する理事。以下同じ。）に文書により通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。</p> <p>(監査結果に基づく意見交換)</p> <p>第14条 <u>担当副学長</u> 又は <u>公正調査監査室の職員</u> は、監査結果の説明及び問題点等の確認のため、監査の</p>

改正前	改正後
<p>交換を行う。</p> <p>第4章 監査報告と措置 (監査結果の報告)</p> <p>第15条 <u>監査室長</u>は、監査結果について監査報告書を作成し、総長に報告する。ただし、監査の結果、緊急を要すると認めた事項については、直ちに口頭をもって報告する。</p> <p>(監査結果の通知及び改善等)</p> <p>第16条 総長は、監査報告書の内容について、監査の対象部局等の長に通知する。</p> <p>2 前項の場合において、改善のための対策、措置等を講じる必要があると認めるときは、当該対策、措置等を講じるよう併せて通知する。</p> <p>3 監査の対象部局等の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置等を実施し、その結果を <u>監査室長</u> に書面により回答しなければならない。</p> <p>4 <u>監査室長</u> は、前項の回答があったときは、当該回答を総長に報告する。</p> <p>5 <u>監査室長</u> は、第3項の回答に基づき当該措置等の実施状況の確認を行う。</p> <p>第5章 雑則 (実施規則)</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、<u>監査室長</u> が定める。</p>	<p>対象部局等との意見交換を行う。</p> <p>第4章 監査報告と措置 (監査結果の報告)</p> <p>第15条 <u>担当副学長</u> は、監査結果について監査報告書を作成し、総長に報告する。ただし、監査の結果、緊急を要すると認めた事項については、直ちに口頭をもって報告する。</p> <p>(監査結果の通知及び改善等)</p> <p>第16条 } 2 } (同 左)</p> <p>3 監査の対象部局等の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置等を実施し、その結果を <u>担当副学長</u> に書面により回答しなければならない。</p> <p>4 <u>担当副学長</u> は、前項の回答があったときは、当該回答を総長に報告する。</p> <p>5 <u>担当副学長</u> は、第3項の回答に基づき当該措置等の実施状況の確認を行う。</p> <p>第5章 雑則 (実施規則)</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、<u>担当副学長</u> が定める。</p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>